政令第百五十五号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十二号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第三十条第二項第二号及び第四号、第六十六条の二第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項並びに第七十条第二項並びに附則第六条第三項及び第十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号及び第四項、第五条第一項第三号及び第四項、第六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第十一条第一項第三号及び第二項並びに第十三条第一項第三号及び第四項中「一万四千百円」を「一万百円」に改める。

第二十三条の見出しを「（施設型給付費等負担対象額の算定方法）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施設型給付費等負担対象額」の下に「（法第六十六条の二第一項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条とする。

第二十四条中「前条第三項」を「前条」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（法第六十六条の二第一項の政令で定める割合）

第二十四条の二　法第六十六条の二第一項の政令で定める割合は、千分の五十七・五とする。

（施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第二十四条の三　都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額（法第六十六条の二第一項に規定する拠出金充当額をいう。次項において同じ。）を控除した額の四分の一を負担する。

2　国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担する。

第二十七条中「千分の二・三」を「千分の二・九」に改める。

附則第六条第一項の表法第六十七条第一項の項中「第六十七条第一項」を「第六十六条の二第一項」に改め、同表法第六十八条第一項の項中「第六十八条第一項」を「第六十七条第一項及び第六十八条第一項」に

改める。

附則第七条中「第六十五条第二号」の下に「、第六十六条の二第一項」を加え、「同条第三項」を「同条」に改める。

附則第十八条第一項中「同条第三項」を「同条」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第七号」を「同条第七号」に、「同項第九号」を「同条第九号」に改め、同条第二項中「同項各号」を「同条各号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

附則に次の一条を加える。

（法附則第十四条第三項の国の補助）

第二十条　法附則第十四条第三項の規定による国の補助は、各年度において同条第一項に規定する特定市町村又は同条第二項に規定する事業実施市町村が行う同条第一項に規定する保育充実事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第四条第一項第三号及び第四項、第五条第一項第三号及び第四項、第六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第十一条第一項第三号及び第二項並びに第十三条第一項第三号及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

第三条　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第一項の規定による交付金（第六十条第三項において「子どものための教育・保育給付交付金」という。）及びこれに関する諸費に要する経費の交付に関する事務

第五十六条の二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ニ」に改める。

第六十条第三項中「児童手当交付金」の下に「、子どものための教育・保育給付交付金」を加える。

附則第十四条の三中「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「」を「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金」に、「並びに子ども・子育て支援交付金、」を「」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「、」」に改める。

附則第十四条の三の次に次の一条を加える。

（年金特別会計における所管大臣の所掌区分等の特例）

第十四条の四　法附則第三十一条の六の規定により一般会計から年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れる場合における第五十六条の二第一項第一号ロの規定の適用については、同号ロ中「交付に」とあるのは、「交付並びに同法附則第十四条第三項の規定による補助金の交付に」とする。